

①緊急調整地域

(道路運送法第8条に基づく措置)

■指定要件:(平成13年10月26日自動車交通局長通達(国自旅第102号)で規定)

○需給関係に関する要件

①1日1車当たりの実車キロ及び営業収入が2年以上連続して減少、

②かつ、1日1車当たりの実車キロ又は営業収入について、前5年平均と比較して15%以上下回る又は前5年平均からの減少率が全国の前5年平均からの減少率と比較して15%以上下回る(当該地域で日車実車キロ及び日車営業収入が前5年平均を10%以上下回る場合)

○車両数に関する要件 延べ実働車両数が2年連続して増加

○安全に関する要件

①走行100万km当たり事故件数及び重大事故件数が全国平均を2年連続して上回る、

②かつ、前記件数の対前年度変動率が全国平均を2年連続して上回る

→(改正)事故の増減の傾向や全国平均との比較等に基づき総合的に判断する

○その他 次に掲げる各指標の動向に照らし、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる場合

・一定の安全関係の法令違反の件数(特に改善基準告示違反に係るもの)

・利用者からの苦情の件数(特に接客態度不良以外のもの)

■指定状況:平成18年度指定なし

■指定に伴う措置:

(1) 既存事業者の増車

禁止

(2) 新規参入

禁止

なお、従来どおり、重点的な監査や行政処分の厳格化措置を講ずる。

②特別監視地域

(行政通達(平成13年10月26日付け国自旅第102号)に基づく措置)

参考資料4-2

■指定要件:(平成13年10月26日自動車交通局長通達(国自旅第102号)で規定)

○需給関係に関する要件

①1日1車当たりの実車キロ及び営業収入が前年度と比較して減少、

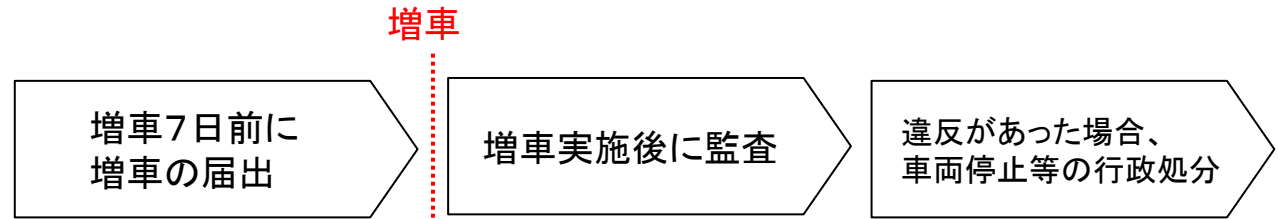
②かつ、1日1車当たりの実車キロ又は営業収入について、前5年平均と比較して10%以上下回る又は前5年平均からの減少率が全国の前5年平均からの減少率と比較して10%以上下回る(当該地域で日車実車キロ及び日車営業収入が前5年平均を5%以上下回る場合)

○車両数に関する要件 延べ実働車両数が前年度と比較して増加

■指定状況:平成18年度99地域 → 平成19年度67地域

■指定に伴う措置:

(1) 既存事業者の増車



基準車両数内の復活増車に対する監査の特例

一旦減車した後に、以前の台数までの範囲内で増車する場合は、
監査対象としないことにより、自主的な減車を促進

(2) 新規参入

なお、従来どおり、重点的な監査や行政処分の厳格化措置を講ずる。

③特定特別監視地域(新設)

(行政通達に基づく措置)

- 指定要件: 特別監視地域のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念が特に大きな地域(概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域)を指定。
- 指定状況: 平成19年度6地域
- 指定に伴う措置:

(1) 既存事業者の増車

労働条件等に関する計画の提出・減車勧告制度

増車時に、労働条件等に関する計画を提出

増車

一定期間後に、実績報告を提出

計画と実績に乖離がある場合、公表・減車勧告

増車前監査・増車見合わせ勧告・減車勧告制度

増車60日前に増車の届出

増車前に監査を実施違反があった場合、増車見合わせ勧告

増車した場合、処分の確定時に減車勧告

基準車両数内の復活増車に対する監査の特例

一旦減車した後に、以前の台数までの範囲内で増車する場合は、監査対象としないことにより、自主的な減車を促進

(2) 新規参入

労働条件等に関する計画の提出・減車勧告制度

参入時に、労働条件等に関する計画を提出

参入

一定期間後に、実績報告を提出

計画と実績に乖離がある場合、公表・是正勧告

最低車両数の引き上げ

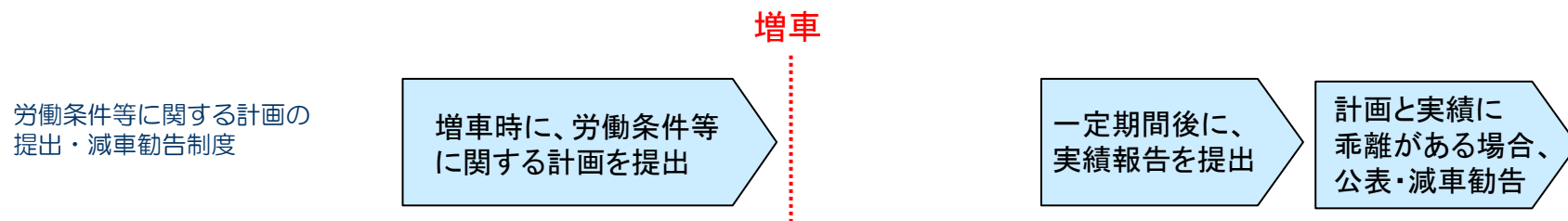
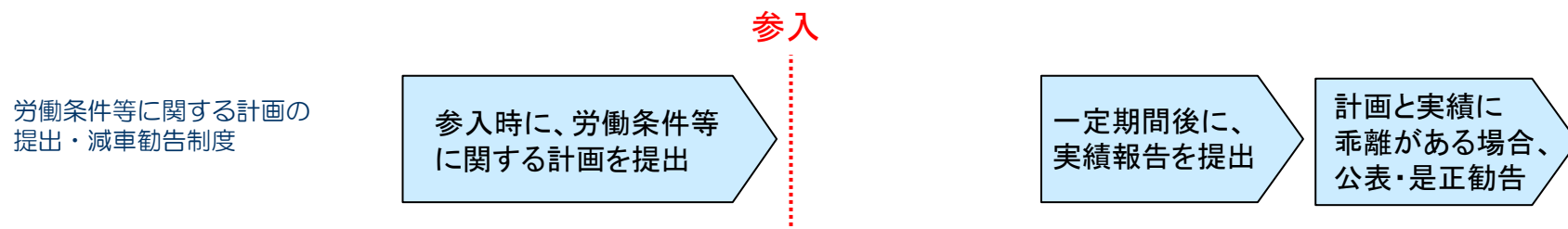
最低車両数を20両に引き上げ

なお、従来どおり、重点的な監査や行政処分の厳格化措置を講ずる。

④準特定特別監視地域(新設)

(行政通達に基づく措置)

- 指定要件: 今回の指定地域の見直しにより、特別監視地域から解除された営業区域のうち、供給拡大により運転者の労働条件の悪化を招く懸念がある地域(概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域)を指定。
- 指定状況: 平成19年度7地域
- 指定に伴う措置:

(1) 既存事業者の増車**(2) 新規参入**

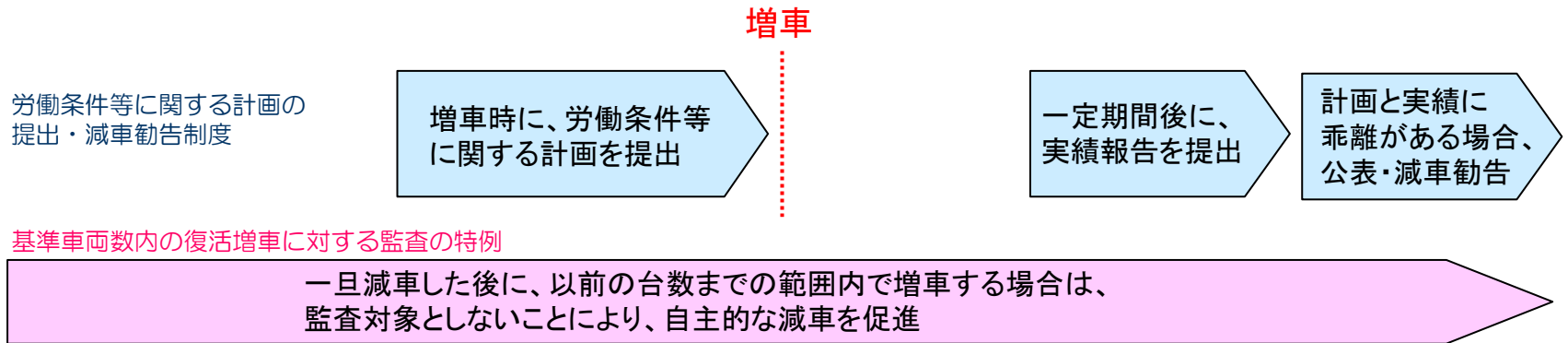
⑤特別重点監視地域(改正)

(行政通達(平成13年10月26日付け国自旅第102号)に基づく措置)

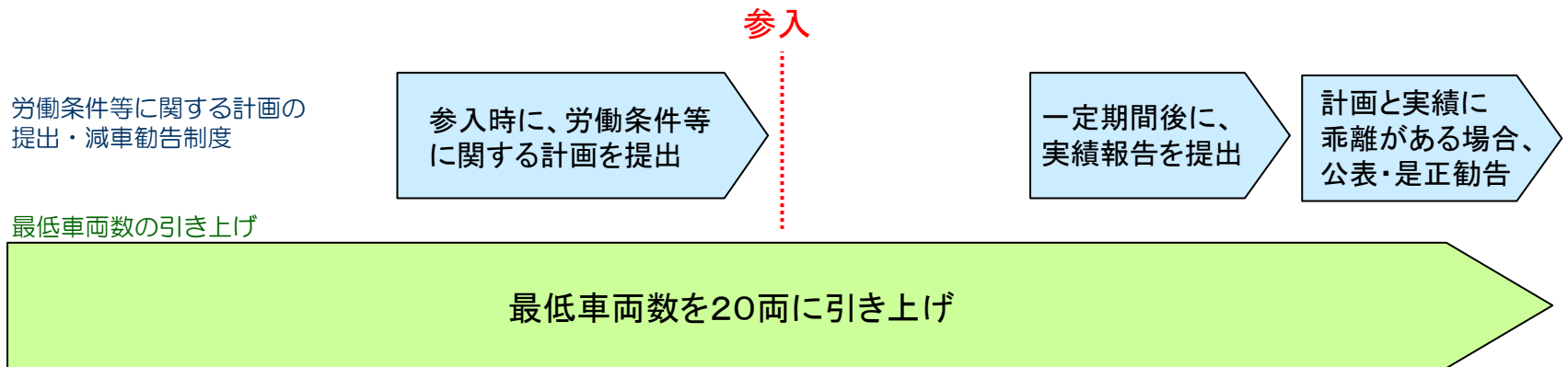
参考資料4-5

- 指定要件: 緊急調整地域から解除された営業区域を指定。
- 指定状況: 平成18年度1地域(沖縄本島) → 平成19年度も継続指定
- 指定に伴う措置:

(1) 既存事業者の増車



(2) 新規参入



なお、従来どおり、重点的な監査や行政処分の厳格化措置を講ずる。